

# 総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成30年10月 3日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前11時22分	委員長	竹内 祐子		
	閉 会	午前11時31分	委員長	竹内 祐子		
出席並びに欠席議員  出席 6名 欠席 0名  ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	土屋 和幸	○	豊田 一仁	○		
	楠 浩幸	○	馬場 衛	○		
	竹内 祐子	○	牧野 考二	○		
説明のため出席した  者の職・氏名						
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	竹上 弘	書記	三浦 梨紗	書記	熊谷 浩行
会議に付した事件	平成30年9月定例会 意見書案の検討					
会議の経過	別 紙 の と お り					

# 総務経済委員会会議録

平成30年10月3日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会



〔午前11時22分 開会〕

○楠副委員長 御多忙のところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、委員長、開会をお願いします。

○竹内委員長 お疲れ様です。それでは、最後のほうの議題をやっていきたいと思います。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

先ほどの本会議で採択されました、請願第1号については、意見書案を総務経済委員会で作成し、上程します。

事務局から意見書案を配布いたします。

〔意見書案配布〕

○竹内委員長 お配りしました、「平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書(案)」につきまして、御意見をいただきたいと思ひます。

豊田委員。

○豊田委員 請願者のほうから出されています、意見書案はおおむね要項を満たしていると思ひます。趣旨も十分理解できますが、ただ一部文章表現でわかりづらいと思われる部分がありました。

1番の「車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減をすること」という中の(1)、請願者のほうの意見書案では「自動車重量税の当分の間税率を廃止すること」、一律の表現にされているんですけど、「当分の間税率」という表現が非常にわかりづらいし紛らわしい懸念がありますので、1番に関しましては、「自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止すること」というふうに表現を変えていただくほうが混乱が生じにくいのではないかと思ひます。御検討いただければと思ひますが。

○竹内委員長 ただいまの意見で、「自動車重量税の当分の間税率」というその部分を「当分の間として措置される税率」をかぎかっこで閉じて、燃料課税の部分と同じ内容で表現をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 そのほかにかがですか。ほかはよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 それでは、修正した意見書案を事務局は朗読をしてください。

○事務局 事務局です。

それでは、朗読させていただきます。

平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書(案)

自動車は国民の生活必需品であるにも関わらず、取得・保有・走行の各段階で複雑且つ過重な税負担がかけられており、一般財源化による課税根拠の喪失や不条理な二重課税といった多くの課題が残されている。そのため、社会保障と税の一体改革にともなう税制抜本改革法第7条に記された「簡素化・負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」に沿って、確実な負担軽減措置が講じられなければならない。

日本経済は緩やかに回復基調が続くものの、長期デフレからの脱却、経済好循環の実現に向けて道半ばの状況であり、正念場を迎えており、地方の活性化が急務となっている。

自動車は地方における生活の重要な足であり、自動車産業は地方の経済や雇用を支える屋台骨であること、加えて、高齢化社会においても、誰もが自由で安全な移動を享受するためには、最新技術が搭載された自動車が社会に普及することが不可欠であり、不条理な自動車関係諸税の「簡素化・負担の軽減」を求める取り組みは、住みやすい日本社会を維持し、持続的な発展を続けるために重要な取り組みである。

以上より、平成31年度改正は、自動車関係諸税の抜本改革を必ずや実現すべきと考え、以下の内容について要望する。

記。

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減をすること。
  - (1) 自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止すること。
  - (2) 自動車税・軽自動車税（四輪車等・二輪車）の負担軽減措置を講ずること。
  - (3) 環境性能割は、環境変化に鑑みた負担軽減措置を講ずること。

なお、2019年4月以降期限切れを迎える各種減税措置については、2019年10月までの間、延長すること。

- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減をすること。
  - (1) 「当分の間として措置される税率」を廃止すること。
  - (2) 複雑な燃料課税を簡素化すること。
- 3 地方への代替財源の確保を前提とした自動車関連諸税の見直し措置を講ずること。
  - (1) 自動車関連諸税の抜本的見直しに伴い減少する地方税収に配慮し、代替財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年、月、日。湖西市議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 殿。

以上です。

○竹内委員長 それでは皆様にお諮りいたします。意見書につきましては、事務局が読み上げたとおりとし、当総務経済委員会から「平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書」を本会議に上程することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 それではそのようにさせていただきます、上程させていただきます。

以上で、総務経済委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

〔午前11時31分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長            竹内 祐子